

しじょうなわて し せいねんこうけんせい どけいはつけんしゅうかい
四 條 畷 市 成 年 後 見 制 度 啓 発 研 修 会

「なにしてくれるん？」

せいねんこうけんにな 成年後見人って

せいねんこうけんせいど にんちしやう ちてきしやう せいしんしやう はんだんのうりよく ふじゅうぶん
成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な
かた けんり まも えんじしや えら ほんにん せいかつ ほうりつてき しえん
方の権利を守る援助者を選ぶことで、ご本人の生活を法的に支援するしくみです。
むずか いんしやう せいねんこうけんせいど き そ こうえん
難しそうな印象のある成年後見制度ですが、基礎からわかりやすくご講演いただき
しつもん だいかんげい きがる さんか
ます。質問も大歓迎ですので、気軽にご参加ください！

【日時】 2026年 | 月 20 日 (火)

ごぜん じ じ うけつけ ごぜん じ ふん
午前10時～12時 (受付 午前9時30分～)

【場所】 四條畷市役所 東別館2階 201会議室

【講師】 ぶどうの木法律事務所 小川 真由香 弁護士

【参加費】 無料

【定員】 先着35人 (障がい児者当事者、家族、関係者等)

【申込み】 1月16日(金)までに 障がい福祉課まで

【申込み方法】 電話・FAX・ご来庁・申込み専用フォーム

【主催・申込み先】 四條畷市 障がい福祉課

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

TEL: 072-877-2121/0743-71-0330(代) FAX: 072-879-2596

※駐車場には限りがあります。徒歩・自転車での来場にご協力をお願いします。

しゅわつうやく
・手話通訳
ようやくひつき
・要約筆記
たいおう
の対応できます。

もうしこ せんよう
申込み専用フォーム



<https://logoform.jp/form/oZYA/1277463>

FAXでのお申込みの方は下記にご記入の上、このまま送信して下さい。

名前 (事業所の場合は所属)

連絡先 配慮事項

先生に聞きたいこと(1月9日まで)